

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 4 月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600387号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1700011号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月から昭和59年5月1日まで

私は、昭和56年2月にA社に正社員として入社し、管理部に配属され、経理業務を担当していた。厚生年金保険には入社2か月後から加入したと記憶している。

しかし、厚生年金保険の記録では、昭和59年5月1日にA社で資格取得したことになっており、請求期間が被保険者期間となっていない。

私は、入社2か月後の昭和56年4月から厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録及び同僚の回答により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者から提出された給料明細(写)によると、i)昭和58年4月から昭和59年4月までについては、社会保険料が控除されているものの、当該控除額は雇用保険料に相当する額と一致していること、ii)昭和59年5月及び同年6月については、オンライン記録において、厚生年金保険の被保険者記録があるところ、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額が控除されていることが確認できることから、請求者のオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格取得日(昭和59年5月1日)と厚生年金保険料の控除の開始時期は一致していると認められ、当該資格取得日より前の期間に係る給与からは、厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認される。

また、A社は既に解散しており、元代表取締役は、請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したか否かについて、当時の資料がないため不明である旨回答している上、破産管財人は、保管期間を過ぎており賃金台帳等の資料はない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、複数の同僚等に照会したものの、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。